

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(火) ～ 2月10日(水) ※1 期間にご注意ください。 ※2 土、日を除きます。	としま区民センター5階 503・504会議室	豊島区東池袋 1-20-10	午前9時30分から 午前11時30分まで (相談は午前10時から) 午後1時から 午後3時30分まで

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送または所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切ることがありますので、ご了承ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

各税目の申告期限と納付期限等

税 目	申告・納付期限	口座振替日 (※事前の手続が必要です)
申告所得税 及び復興特別所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税 及び地方消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	